

口論なしの紛争解決

—調停の相互行為組織はいかにして言い争いを最小化するか—

アンジェラ・ガルシア 著
北村隆憲・橋本聡・チャールズE. ロバートソン 訳

〔* 訳者註：以下に訳出するのは、Angela Garcia, "Dispute Resolution Without Disputing: How the Interactional Organization of Mediation Hearings Minimizes Argument," *American Sociological Review* Vol. 56 (December, 818-835), 1991. の全訳である。著者のガルシアは、現在マサチューセッツ州ベントレー大学 (Bentley University) の社会学部准教授である。1989年にカリフォルニア大学サンタクルーズ校で社会学のPh. D. を取得した後、主として会話分析の方法を用いて、ヘルステアのコミュニケーション、コンピュータ媒介コミュニケーション、救急電話、会話におけるジェンダー、ワークプレイス、などを対象として研究を行っている。本稿は、著者の調停聴聞に関する一連の研究の一つである（本文末の著者紹介文も参照。ただし、その紹介文は、原著出版当時の情報に基づく）。

本文末に、本稿の会話抜粋部分の原文を付録として付した。

本論文の日本語への翻訳を許諾された原著者及びAmerican Sociological Association に対し、記して感謝する。〕

調停 (a mediation) は、相争う両当事者が第三者の助けを借りて相互の主張の相違について話し合い、紛争を解決する制度的相互行為システムである。両当事者の間に存在する対立が、当事者同士の直接対決や言い争い (arguing) は最小限に抑さえられつつ解決される理由の一つは、調停が当事者対抗的な状況の性格を緩和し協調を促進するからである。本稿では、調停の聴聞における相互行為を分析することで、調停がいかにして合意を促進し言い争いを最小化するかということについて検討する。調停がこうした目的を達成することができるのは、調停の相互行為組織によって、非難や否認の行為連鎖上の位置や定式化のあり方が制御されるからである。この相互行為の組織により、日常会話で通常用いられている言い争いの技法の使用が阻止されることにより、紛争は言い争いなしに話し合われ、合意へと到達することができるのである。

コーサー (Coser [1956] 1961) は、紛争 (conflict) を「価値や希少な地位・

「論なしの紛争解決」(北村・橋本・ロバートソン)

権力・資源の獲得主張を巡る抗争であり、当事者の目標は対抗当事者を制圧したり排除したりすることにある」(p. 8)と定義している。ジンメル〔1908〕1955〕によってその概要が示された紛争の潜在的機能についての研究の中で、コーザー (1964) は、紛争が集団・制度・組織・全体社会に対して積極的な効果を有することを指摘した。つまり、紛争が、集団形成を手助けすることによって (p. 31), 「集団の境界を維持し、集団から個人が離脱することを阻止」(p. 8) し、社会システムにおける集団間の均衡を生み出し (p. 34), さらに、「社会システムの構成要素間のバランスを作り出すことにより全体システムを維持することにより」(p. 35) 寄与する、と述べている。

紛争は明らかにこのような積極的な機能を持つが、こうした機能が実現されるのは、その紛争が最終的に解決される場合のみである。裁判、カウンセリング、調停などの制度化された紛争解決手続きは、社会や集団内で生じる紛争を解決するように特殊な形で組織されたものである。

日常会話では、争いと争いの解決「紛争解決」とは同一の過程でありうる。一定の争いは、例えば、一方が折れることによって、最終を迎えることがある (Vuchinich 1990)。争っても解決しないものもある。人は、争い「紛争」を非公式的な手段によっては解決できない場合には、制度的な解決手続きに訴える。従って、制度的紛争解決手続きが効率的なものであるためには、ある意味で、それが非公式的な紛争解決のやり方と異なるものでなければならぬ。こうした手続き上の相違点には、参加者の役割、特定の役割を演じる者の権威や権力、規範的な期待、遵守されるべき手続き、相互行為上の組織、などが含まれる。

本稿では、制度的紛争解決手続きの事例研究として、調停における聴聞を取り上げて、日常会話における言い争い (arguing) の相互行為的組織との間で比較を行う。私は、制度的紛争解決手続き (つまり調停) は、特定の対立抗争的な過程を相互行為から取り除くことによって紛争を解決するのだということとを論じる。とりわけ、非公式の紛争におけるような当事者による日常会話で生じる種類の言い争いが、調停過程においては取り除かれてしまう。これが達成されるのは、調停が、非難 (accusations) と否認 (denials) が行われることを制約し、当事者が自分に向けられた非難に対して選択的に対応する機会を与え、非難と否認とが緩和された形で定式化されるような相互行為的組織を実現させることによってである。この相互行為上の組織が、日常会話では普通に用いられている言い争いの技法の使用を阻止することにより、言い争いが生じる

こと無しに争点が話し合われ、合意に達することが可能となるのである。調停では、言い争いが生じると、通常の日常会話には存在しない種類の・言い争いを終結させるような相互行為組織が利用されるのである。

データ

調停聴聞における当事者は、少額裁判におけるように決定権限を第三者に与えることで紛争を解決するのではなく、第三者の援助に基づいて当事者間の合意形成を求めて交渉を行う。調停で強調されるのは、協調と互譲であり (Worley and Schwebel 1985)、訴訟では悪化する傾向のある、紛争の当事者対抗的な性格には重きは置かれない (Girdner 1985)。研究者は、調停が、当事者間の敵対的な感情を和らげ、相手の立場に耳を傾けて理解を深め和解を促進すると考えている (Bottomley 1985, p. 162; Dingvall 1986, p. 10; Roberts 1988, p. 538; Folberg 1983, p. 9)。

本稿では、カリフォルニア郡の調停プログラムを研究対象とする。このプログラムは、借家・借家紛争、少額の金銭紛争、あるいは、親族間や近隣紛争などのための少額裁判に代わる代替手段として機能しているものである。

私は、1987年の6ヶ月間にわたって、聴聞 (合計9事例) をビデオ録画した。2事例では、当事者が追加的な問題点を持っていたので、初回の調停の後に2回目の追加調停を行った。追加調停の構造は初回調停とは異なることから、これら2事例については分析から除外した。調停開始前に、当事者は私の研究についてあらかじめ知らされ、当事者全員から録画の許可が得られている。録画機材は現場ではどうしても目についてしまうものではあるが、極力目立たないよう配慮がなされた。このプログラムにおける調停人は、地域ボランティアであり、各調停人は調停プログラムのディレクターより5日間の訓練を受けている。データとして用いる9事例には、総計43名の人々 (調停人、当事者、証人) が関わっており、各調停は40分から3時間に及ぶものまで含まれている。ゲール・ジェフerson (Gail Jefferson) の開発した音声の逐語録作成のためのトランスクリプト記号 (Atkinson and Heritage 1984, pp. ix-xiを参照) を用いて、20時間以上の録画テープから会話のトランスクリプトを作成した。

調停プログラムには様々な形式がある。当該プログラムでは、各調停は2名の調停人によって主宰され、調停人が冒頭の挨拶をおこなってルールを説明し、調停合意書にサインをさせることによって調停を開始させる。続いて、調停2 第7番目の調停では調停人は1名だけ割り当てられていた。

1 Sacks, Schegloff and Jefferson (1974) は、制度的会話 (institutional talk) と非公式的会話 (informal talk) つまり「日常会話 (ordinary conversation)」とを区別する。

人は、紛争当事者 (「申立人 (claimant)」と「相手方 (respondent)」と呼ばれる) 双方に紛争の事情についてのストーリーを詳細に話すよう求め、その後で話し合いを司会する。解決の合意がなされた場合には、調停人は、合意事項について文書を作成し、調停を終了させる。紛争当事者は、本人自身が調停に出席して主張を行う。調停により最終的に合意が得られない場合には、調停人は仲裁決定を行う。

日常会話における言い争いの組織

調停手続きがいかにして言い争いを最小化するような相互行為構造を提供するか知るためには、まず、日常的状況において人々がどのように言い争いを行うかについて理解する必要がある。言い争いの過程は、日常会話の発話交換システム (the speech exchange system of ordinary conversation) に依拠している。発話交換システム (Sacks et al. 1974) は、ここで用いられる会話の順番交替システム (the turn-taking system) と 参与枠組み (participation framework) とによって区別される特異な相互行為組織体である。

サックス他 (Sacks et al. 1974) によって記述された会話の順番交替システムは、会話の参与者が会話で順番を交替するために用いるルールと手続きとから成っている。通常の日常会話においては、順番の交替は、特定の「発話単位 タイプ」(例えば、文、句、節など) からなる「発話構成単位」の完了可能点において適切に生ずる。現在発話を行っている現発話者は (例えば質問をすることによって)、他者が発話するようにその他者を次の発話者として選択することができる。もし、現発話者が次発話者を選択しない場合には、会話参加者の誰でもが自己を次発話者として自己選択して発話を開始することができる。もし、「その場合には、」他者が自己自身を次発話者として選択しない場合には、現発話者は発話を継続することができる。会話における順番と発話連鎖タイプ (例えば、質問と返答) とは、当該相互行為の外側にある何らかの取り決めや構造や個人によって予め決められていたりコントロールされていたりするものではなく、会話自体の文脈の中で折り合いがつけられていくものである。

参与枠組みとは、特定の会話の相互行為によって、その会話でどのような会話への参与「参加」と呼びかけのパターンが生じているかを示したものである。日常会話では、会話の参与者たちの参与上の地位 (例えば、「承認された参与者 VS 傍観者 (ratified participant vs. bystander)」)、「宛てられた受け手 VS 宛てられなかった受け手」の組織は、日常会話の組織に由来する (Grebach 1988, p. 402; Sacks et al. 1974, pp. 730-31; Heritage 1987, p. 257)。

れていない受け手 (addressed vs. non-addressed recipient) など) は、会話文脈のやり取りの中で決まってい

紛争の際に用いられる言い争いの技法の多くは、日常会話の相互行為組織に由来するものである。非公式場面の日常会話における言い争いに関する研究が示しているのは、相互に隣接し、かつ、直接相手に向けられた対立的な発言の順番が交替されるということである。子供が言い争いをする際に用いられる技法を調べてみると、そこには、不同意の深刻化、先行発話の反復 (先行する発話の一部を反復しつつ対立的な発話へと統合することは、Goodwin and Goodwin 1987では「フオーマット連結 (format tying)」と呼ばれている)、音量の増大、加速、先行発話の否定や拒否 (Brennerts and Levin 1977, pp. 56-57では「反転 (inversion)」と呼ばれている) などが含まれる。大人の言い争いについては研究によれば、大人の間の言い争いにも子供のそれと類似したパターンが存在する。例えば、大人が言い争う際に用いる「対照的に結合された対抗発話 (contrastively matched counter)」(Coulter 1990, p. 195) は、Goodwin and Goodwin (1987) が見いだした「フオーマット連結」に類似したものである。

激しい言い争い、つまり「口喧嘩」では、より明らかな形で、子供どうしの言い争いと大人どうしの言い争いと、技法上の類似性が現われる。3人の言い争いを録画したビデオテープが、ある聴聞のなかで証拠として再生された。次の抜粋1において、スタンは、彼の前妻と、彼女が最近支払った扶養手当の小切手の上に無礼なコメントを書いたのが誰なのかを巡って言い争っている。(表1は、本稿で用いられるトランスクリプト記号を示す)。

表1 会話の逐語録 (トランスクリプト) に用いる記号

会話の左端のイニシャルは、発話者の制度内役割を示す。「C」は申立人、「R」は相手方。「M」は調停人を示す。

特定の役割を複数の人物が演じる場合には、イニシャルの後に「a」ないし「b」を付する (例えば、「Ma」は「調停人A」)。読みやすさを考慮して、トランスクリプトは若干簡素化してある。抜粋中の全ての人物名は仮名である。

記号	記号の定義
hh	嘆息と呼気
hh	コロシは音の延び
とてでも	タツシユは突然の途切れ
それー	下線は強調
それが	

あなたは ボールド文字は大きな音量 [原文では大文字で表示]

高い の音量の低下

(1.4) 括弧内の数字は沈黙の時間 (秒)

(とても) 丸括弧は発話が確定できない場合

() 空白の丸括弧は不明な発話

...? ビリオド、コンマ、等は文法記号としてではなく、イントネーション

Haha, ha, hehe 笑いの転写

A: [コピーだけれど 角括弧は同時発話

B: [持ってるよ

A: ええ = 等号は、発話間に隙間がないこと

B: = だから

→ 矢印はテキストで注目されている会話部分

抜粋 1 [*訳者註: 本文末に本篇の会話抜粋の原文を付録として転載した]

1. スタン: おまえと話をしたいんだ () =

2. カレン: 私は関係ないわ (0.3) ぜんぜん

3. こんなことに =

4. スタン: おまえは (もちろん)

5. 関係あるさ!

6. スタン: [(おまえはいつも)]

7. カレン: [あのね あれはね]

8. 私は何もしてないわ

9. スタン: [おまえがやらせたんだろう]

10. カレン: [(あのね)] = 私はそんな馬鹿なこと

11. させたりしないわ 今初めて見たのよ

スタンはこの発話の連鎖を普通の声で開始する (1行目)。カレンはそれに答える中で (2, 3行目) 音量を次第に大きくし最後には怒鳴っている。次のスタンの順番は、カレンのこの応答の音量と同等のものになっている。二人はこの音量を、カレンが声を金切り声までエスカレートさせている10, 11行目まで持続させている。

この抜粋では、非難と否認のやりとりも示されている。2, 3行目で、カレンは『私は関係ないわ (0.3) ぜんぜん』と言ってスタンが苦情を述べた問題への責任を否定している。スタンは、この主張に対して、4, 5行目で、対抗的な発話を行う。『おまえは (もちろん) 関係あるさ!』カレンはスタンの発話にオーヴァラップさせて、『あのね あれはね』と発話する。こうした対立的な発話の交換は、日常の言い争いで頻繁に生じるものである (以下も参照)。

Coulter 1990, p. 184)。

こうした言い争いの技法には、紛争当事者が他方の当事者の発話に隣接させて自己の応答を行うことができるという、日常会話の発話交換システムが有する柔軟性が必要となる。例えば、強められた不同意を産出するためには、不同意の発話を、不同意の対象となる発話に隣接させて配置しなければならぬ。不同意が遅延したり別の位置に置かれたりする場合には、不同意は弱められたものとなる (Pomerantz 1975, 1984)。こうした言い争いの技法は、双方がいつ順番を取ることができるかが制約されることのない日常会話の順番交替システムにおいて用いられているものである。

第二に、日常会話の発話交換システムでは、誰が誰に対して発話を行うかは決められていない。従って、紛争当事者たちは、典型的には、相手方当事者に向ける発話の中で、反復、エスカレーション、倒置などの技法を用いることができるのである。それらは言い争いをエスカレートさせる可能性がある。なぜなら、他方の当事者は、それによって、次発話者として選択され、対抗的な応答を産出する発言権が与えられることになるからである⁴。まとめてみれば、直接に宛てられているとともに、お互いに隣接した位置に置かれた順番の交替が、言い争いを可能にしていることである。

同意の優先性

順番交替システムの他に、優先組織 (preference organization) もまた日常会話における議論や言い争いに影響を与えるものである。会話には優先組織が存在するということを説明する一つのやり方は、あるタイプの発話 (例えば、『誘い (invitation)』) は、次の順番の空間において特定タイプの応答 (例えば、『誘いの「受諾 (acceptance)」あるいは「拒絶 (refusal)」』) を含意し、予期させる (Schegloff and Sacks 1973; Schegloff 1987; Sacks 1987)。こうした二つの発話より成る連鎖は、『隣接ペア (adjacency pairs)』と呼ばれるものである。第一の発話は、『隣接ペアの「第一成分」』と呼ばれ、それに対する応答は『第二成分』と呼ばれる (Schegloff and Sacks 1973, p. 295)。⁵『優先的 (preferred) な』応答タイプは、第一成分の性格に依存する。優先される応答は、より頻繁に生じ、明確に述べられ、遅延なしに産出される。それに対して、『非優先的 (dispreferred)』応答は、遅延や理由説明、そのほかの緩和テクニクを伴って産出される (Pomerantz 1984, p. 61)。

ボメラント (Pomerantz 1984) とヘリテッジ (Heritage 1984, 1988) の論ずるところによれば、発話の受け手が優先組織に従うのは、社会的連帯を好ましく (1990) などと一致する。

いものとする規範的制約のためであるという。下期されたものとは異なる応答は、非優先的な第二成分として定式化され、優先的応答が産出されるべきであったという事実への志向を表示する。したがって、応答行為には相互行為の相手方との連帯が示されているという意味で、優先組織には道徳的秩序が反映されているのである。

連鎖タイプの多くに関して、同意への優先性が存在する (Pomerantz 1975, 1978a, 1984; Sacks 1987)。不同意は、その非優先的な「優先されない」地位を示すように定式化されたり配置されたりする (Pomerantz 1975, 1984)。しかし、ホメランツ (1984, p. 81) は、自己卑下 (self-deprecations) に関しては、それに同意することによってではなく、不同意することによって相互行為の相手方への支持が表明されることに注目している。同じように、評価 (assessments) に関しては、評価への同意が優先的であるとすれば、自分に対する賞賛 (compliments) は受諾されることになるはずだが、それは自分自身を賞賛する立場に身を置くことになってしまう (Pomerantz 1978a)。賞賛の受け手は、こうした対立する制約に対して、例えば、自己への賞賛を格下げしたり、あるいは、賞賛の対象を代えたりすることによって対処する (Pomerantz 1978a)。賞賛の受諾は、このようにして、優先的な第二成分としてではなく、非優先的な第二成分として産出されることになる。

非難 (accusations) もまた、「同意が優先される」場合とは対照的に作動する。非難に対して同意が優先的応答だとすれば、責任 (guilt) の自認 (admission) へと導かれるはずである。しかし、非難の場合には、否認 (denials) が優先的応答なのである。なぜなら、非難に対する否認の不在や遅延は、責任の自認あるいはその証拠として解釈されるからである (Atkinson and Drew 1979, pp. 112-113; Heritage 1984, p. 269)。優先組織は不同意を最小化させたり緩和させたりするのであるが、非難に関してはそのような作動してはいない。だから、非難は、口論や言い争いへと展開される可能性があるのである。

言い争いを継続させたりエスカレートさせたりすること

言い争いが始まると、その構造自体に、言い争いの継続の種子が胚胎する。子供の言い争いの相互行為組織に関する研究によれば、子供はしばしば争いを解決する機会を迂回して、むしろ「対立状況を積極的に継続させるように行なう」(M. Goodwin 1983, p. 661; Corsaro 1985, pp. 212-19 も参照; Goodwin and Goodwin 1987, p. 206)。子供の言い争い (M. Goodwin 1982; Corsaro and

Rizzo 1990, p. 28) や世代間の争いは、決着がつきにくいという共通性を有している。

言い争いがいつたん始まってしまうと、言い争いを止めることは難しい。その理由は、非難が、対抗・非難 (return accusations)、対抗主張 (counter-assertions) (Coulter 1990) あるいは、否認 (denials) を生み出すからである。非難に対する否認は、連接ベアの優先的な第二成分である (それゆえ、否認は、非難を軽減する機能をもつ遅延 (delay) を伴わずに産出されるのである)。否認には、紛争当事者の相対立する立場を解決へと導く可能性のある理由説明 (accounts) が欠如している。また、否認は相手の面子を脅かすのであるが、その効果を低減させるような他の緩和技法も欠如しているのである。非難は、同意を優先的応答とする「通常の」優先組織からその相互行為を離脱させるが、否認という優先的応答によってこの離脱が更に促進されることになる。

否認は、先行発話者に対する直接の不同意でもある。非難に対して否認が行われた場合、非難を行った先行発話者は、退却する (これは面子をつぶす可能性がある) か自己防衛をするか、いずれかの立場に立たされる。もし、非難の発話を行った者が自己の立場を維持して非難を再び行えば、言い争いはもう一つの隣接ベア分だけ継続されることになる。なぜなら、この二度目の非難もまた、同意が優先される通常の優先組織から離脱して、再度の否認を呼び起こす可能性があるからである。同意が優先される通常の優先組織からの離脱は、非難発話への応答として「適切 (relevant)」となるのであるが、こうして、このような離脱が、これ以降複数の発話ターンにわたり維持される可能性があるのである (例えば、Whalen, Zimmerman, and Whalen 1988, pp. 353-54 を参照)。

同様に、いつたん言い争いが生じると、相互行為上、言い争いを終結させることに向けての「反」インセンティブが存在するようになる。対立的な発話のサイクルを断ち切るためには、ある意味で自己を格下げせざるをえない。クルター (Coulter 1990, pp. 189-90) は、言い争いへの参加者が、言い争いの連鎖から退却するために、先行発話で示された自己の立場からどのように「引き下がる」かを記述している。あらわな不同意の連鎖からのこのような退却は、面子の喪失を伴う可能性がある (Ermison 1987, 1988; Greatbatch 近刊, Karniel 1985; Corsaro 1985, p. 219; Vachnich 1990 を参照)。このように、いつたん言い争いが始まると、言い争いを継続する動機が、言い争いの会話それ自体の中に内包されることになるのである。

要するに、日常会話の発話交換システムは、不同意を継続・拡大させるために言い争いの技法を用いることができるような相互行為環境を提供している。それでは、調停において、言い争いが拡大されずに解決がもたらされるのは、緩和された間接的な口論の方法がとられることを報告している。

調停の発語交換システムに日常会話と異なるような特徴があるからなのだろうか。

調停における発語交換システム

順番交替

調停における発言の順番交替システムは、いくつかの点で日常会話のそれと異なっている。調停は、裁判 (Atkinson and Drew 1979) やニュースのインタビュー (Clayman 1987; Greatbatch 1988; Heritage and Greatbatch 1991) と同様、部分的には、順番が予め配分されているシステムである。調停人は、聴聞を開始し、調停手続きについて説明し、関係者の紹介を行い、申立人に当該紛争事案に関する語りを促す。語りの秩序は予め決められている。申立人がまず自分の側のストーリーを語った後に、相手方がストーリーを語るようになっていく。紛争当事者は、調停人に求められるまでは、自分のストーリーを語り始めないが、そのことによって、聴聞の進行について調停人のコントロール下にあることへの志向を表示するのである。

当事者双方から最初のストーリーが語られた後、調停人は、紛争当事者からさらに追加的に二度目ないし三度目のストーリーを語ってもらうこともできる。紛争当事者は、他方の当事者が発言している間は、その発言に割り込むことはできないが、調停人は質問をしたり話題を明確にしたりするために割り込むことが許されている。現在自分のストーリーを語っている当事者は、調停人からの質問に回答し終えた後、典型的には、順番交替における「現発話者が自己の順番を継続する」という選択肢を選ぶことによって、同じ順番内で、自分のストーリー語りを継続する。例えば、以下の抜粋を見てみよう。

抜粋 2

C: =私は、5年前に、離婚しました。(2)

「ああ?」(2)「ええ、h」(5)「ああ?」(1)「私たちには3人子供がいて?」(1.0)「長女のシヤロンは、私と暮らしていて、(1)ちようと(4)2年間です」(3)

M: 「お嬢さんは12歳なのね?」

(2)

C: → 長女は12なんです。(5)で、その後双児?。(3)が生まれて、ずっとカーレン。(2)

と一緒に家で暮らしていて別居した後に、

(3)

M: 「双児のお子さんのお名前は?」

C: → あ、ステイジーとアリエルです。(1.9)

(1) え、この5年間は、状況次第で

(8) かなり柔軟に(3)子供と会うアレンジをされていて……

紛争当事者に発言権があるときは、彼らは自由に自己を次話者として選択することができ、調停人に発話者として選択されいなくとも、発話をすることは自由である。それにもかかわらず、紛争当事者は、日常会話において利用可能な順番交替上の選択肢を十分に用いようとはしない。とりわけ、紛争当事者は、「現発話者が次発話者を選択する」という選択肢を利用して、相手方当事者に発話させることは差し控える。しかし、紛争当事者は、調停人に対して質問するためには、この「現発話者が次発話者を選択する」という選択肢を利用することができるのである。

現在ストーリーを語っていない紛争当事者は、他方当事者がストーリーを語っている最中にはほとんど発話を行わないし、発話を行う場合にも、彼らの発話は調停における順番交替への志向を表示する。例えば、紛争当事者は、他方当事者がストーリーを語っているときにでも、調停人からの質問への応答であるならば発話をする事ができる。以下の抜粋3は、パートの住人間の紛争において、調停の相手方が行った発話の一部である。ここで相手方は、自分と他の賃借人が、申立人(「ノートンさん」)に対して立ち退きを要求する手紙を書いた理由を説明している。

抜粋 3

R: 私たちみんなに何度も「ノートンさん」がいざこざを起こしたんです(8)

で…、何とかこれを解決するやり方があるなら、

そうしたいんですよ!!」(2)

だけど、(3)どうにかできるとは思わないし…

他の人たちが誰もそう思っていないわ(1.9)だって

あの人の言う「理由というのはどれもこれも

あなたの言う「理由というのはどれもこれも」その手紙を読みましたが?」

(2)

C: → いいえ、読んでいません?

紛争当事者の一方ないし双方が複数である場合には、彼ら「パートナー」の間だけで短い会話をすることは許されている。以下の抜粋4では、申立人(元妻)(C)の主張は、相手方(元夫)が子供たちの顔さえ見に來ないというものである。相手方の一人である現妻(R₀)は、申立人が行っている非難に対する応答を紙に書くように夫に対して要請する。それは、申立人がストーリーを語っている最中は、相手方はパートナー同士の短い会話以外、発言することが許されていないからである。

抜粋4

C: 彼はぜんぜん(1)、まったく、子供に会おうとさえ、

ね?、しないんです、ほとんど(5)

何年ものです。そう、

(5) 離婚した後ずっと。それで..

(4)

R₀: 紙に書いてよ

(9)

C: ね.. (2) 彼が何を考えているのか=私には全く分からないの..

一方の当事者がストーリーを語っているときに、ストーリーを語っていない当事者の側が、事柄を明確にするような情報を提供・要求したり、誤りの訂正を求めたりすることがある。調停人は、このような短い割り込みは、それが相手方当事者に直接に宛てられたものである場合にも、そのまま黙認する。隣人間の紛争に関する以下の抜粋5では、調停人A(M_A)は、相手方(R)が申立人(C)に送った申立人の立ち退きを要求する手紙をたった今読みあげただけである。

抜粋5

R: オークリーこの手紙は:

(2)

6 これらの知見は、Greebach (forthcoming) によるニュース・インタビューの研究での知見と若干異なる。ニュース・インタビューが不同意を示すようにデゼインされているのに対して、調停は合意を生み出すようにデゼインされている。このことが、明確化の要求が用いられたりそれに対して応答されたりする仕方においては、調停とニュース・インタビュー間の相違を説明するのもかもしれない。調停においては、論点を明確にするための短い割り込みが認められているのは、それが紛争解決過程によって有益であり得るためである。調停人が割り込むのは、明確化のための説明や間違いの訂正がそれ自体言い争いへと展開してしまうようなときのみである。

M₀: hm:h?

(1)

M_A: これをあなたが [送ったのは] 4月2日ですね?

R: [1通目の手紙です。]

(3)

R: はい これが

[これが最初に送った手紙です]

C: → [これはあなたが首謀者の?]

(4)

R: いいえ、これは テスが集めて始めたことなのです;

紛争当事者と調停人とは、当事者が調停人に発言許可を求めたり、調停人がそれを許可したり禁じたりする際に、調停の順番交替システムへの志向を表示する。調停での聴聞が行われている間、ストーリーを語っていない紛争当事者が、発言許可を求めるために発言順番の冒頭で「行為投射 (action projections)」を使用する場合には、自己を次の発話者として選択して、その発話自体が明示すること以外の目的のために発言することができる。「行為投射」とは、「質問をしてもよろしいですか? (Can I ask you a question?)」といった発話であり、これから行われる行為 (例えば、ここでは、その後で行われるべき本来の「質問」) を投射する (予期させる) ことによって、投射の対象行為 (「質問」本体) に先だって、予期的情報が与えられる空間を産出することという (Schegloff 1980)。紛争当事者は、こうした行為投射を調停人へ宛てられた質問の形式で発話して、投射の対象となる行為自体 [つまり、「質問」本体] は、調停人が許可を出すまで行わない。

抜粋6

R₀: 彼女 (C) はそれについてとてもとても興奮して! =で (1) え

(4) はっきり言ったのです = 今後、ベツに関わることは一切した

くないって =

=ちよつと = 質問を = 質問を = してもいいですか? ここで

M_A: どうぞ!

(2)

C: 彼女 (R₀) (3) はどういうつもり (9) なのかしら? (3) 彼女があなた (M₀) に言っていることは……命令しているよう聞こえますんでしたか?

家族間の紛争からの抜粋6では、申立人は、相手方のストーリーの後に、自己自身を発話者として選択している。申立人の行為投射「=ちよつと=質問を=質問を=してもいいですか?」(ここで?)は、質問として定式化されているとともに、質問としてのイントネーションを備えている。申立人は、調停人の応答「?どうぞ!」の後、投射の対象となった行為(「質問」本体)を実際に行う。

調停人から発言許可を得ることによって、申立人は自己選択した発話を、調停人の発話に対する応答へと変換しているが、これは、調停の順番交替システムに整合するものである。紛争当事者は必ずしも常に発話を行う前に許可を求めるわけではないが、そうした許可を求める発話が示唆するのは、紛争当事者(と調停人)は、一方当事者がストーリーを語っているときには、他方当事者は発話者として自己選択しないという規範に対して志向しているということである。

7 紛争当事者が行為投射を常態的に発言許可への要求として用いているのに対して、調停人は行為投射を順番の冒頭において、「前置きへの前置き(preliminaries to preliminaries)」(Schegloff 1980)として用いている。例えば、以下の抜粋を参照のこと。

MA: 結構ですよ、いずれにしてももう一時間座っていなければならぬかもしれないですから

R: (1.3)
?ええ

MA: → .hh ah こう言わせてもらいますよう("let me say")—それは弁護士次第ということですね—分らないけど—良い弁護士もいるし—そうでないのも—

調停人の、順番の冒頭における行為投射[この抜粋では、「こう言わせてもらいますよう("let me say")」]は、一般的には質問(例えば、「質問しても良いですか? ("can I ask you a question?")」)としてではなく陳述(例えば、「質問をさせてもらいましよう("let me ask you a question")」)の文として構成され、イントネーションも質問の形式をとらない。問合い(pauses)が(順番構成単位の最後に置かれず)単位タイプの中に置かれること、または、問合いが全くないことが示すのは、その発話に対する応答は期待されてもいないし、実際に産出されなくてもいい、ということである。調停人のこうした発話に対する応答は通常産出されないのだが、このことは、調停人による順番の冒頭における行為投射を、発話許可の要求としてではなくむしろ「前置きへの前置き("preliminaries to preliminaries")」として当事者が解釈しているということを示している。

8 ニュースのインタビュールにおける参加者も、その制度環境の順番交替システムから離脱するときには、発言許可を求める要求を利用している。(Greatbatch 1988; Clayman and Maynard 1990; Heritage and Greatbatch 1991)

紛争当事者は、他方当事者がストーリーを語っているときには、紛争当事者の有する限定された発言権への志向に反する発話をすることは減多にない。他方当事者がストーリーを語っている際には発話された自己への非難に応答するために、非難された当事者が「次発話者が順番を自己選択する」という選択肢を用いる場合には、調停人がその発話に介入することになる。下の抜粋7では、子の実父(RA)が義理の父親(C)による子の扱い方を非難している。

抜粋7

RA:

……子供たちが家に帰ってくると…彼は子供たちを風呂場に連れて行って、(4)子供たちの日を調べるのです。子供たちが私の家で飲むミルクシェイクで糖分を摂りすぎるから臍孔が拡張しているかもしれないのです

(.2)

C: →

?そんなこと[まったく嘘だ]?

RA: →

子供たちは、子供たちは(.2)それで(.1)泣いて泣いて[しまうんです]

MA:

[ちよつと]=お話を進めて下さいませんか=基本ルールを言い忘れたのですが(.2)こちらが話をしているときは(.7)そちらは話してはいけません

調停人RAは、相手方当事者が発言している場合には、申立人が発言することを禁じている。

要するに、紛争当事者による発言許可の要求と、調停人によるその要求の許可・禁止が示すことは、当事者たちが、特別の順番交替の規範をもつものとして調停聴聞を取り扱っている、ということである。

参与構造

日常会話の参与者には、自分がいつ特定の発話の受け手になるかについて、また、いつ特定の参与者を次話者として選択すべきか、ということについては制約が存在しない(Sacks et al. 1974)。それに対して、聴聞における紛争当事者の参与上の地位は予め定められている。紛争当事者は、発話を他方当事者に対してではなく、調停人に対して差し向ける。次の抜粋8では、自動車修理を巡る紛争に関して、申立人は、相手方は知っているが調停人は知らない情報を提示することで、その発話が、相手方当事者にはではなく調停人に向けてデザインされたものであることを表示している。

抜粋8

MA: オークー、ダンさん? 先に進みたいなら (2) あなたの側のストーリーを聴かせてくれますか?

C: オークー、(3) それはだいたい86年頃のことですが(1.9) 日付はえ::と (1) 87年の::5月7日ですな (1.9) でキャンピングカーを(1.0) .hh オークの自動車修理下場に運んでフアンベルト上の=ラデイエータ・ホースを交換しようと思って (2) エアコンの部分で調べたんです。

申立人は、当該車両が店に運ばれた日付、店の名称、店を来訪した理由について、調停人に説明する。申立人は、当初自分のメモに視線を落としていたが、その後視線を上げて、この抜粋の発言を行う際には調停人に視線を向ける。

紛争当事者は、相手方に「人称で言及すること」で、当の発言が調停人に宛てられていることを示すことができる。以下の抜粋9においては、相手方は申立人を第三人称で言及している(「タンに」「彼が」)。

抜粋9

R: タンに::電話して (7) ウォーターボンの::覆いから水漏れしていると言ったのですが (2) 彼がやってきて車を受け取りにきて (4) その車は uh (4) まだロードテストをしていなかったんです

紛争当事者の発言が調停人に宛てられていることをさらに示す証拠が、発言の受け手の応答によって提供されている。最小限の応答(例えば、「ふんふん」)がある場合には、それは、他方当事者ではなく調停人によって発言されている。

抜粋10

C: この::段階では (2) 確かに (1.1) 手を貸してくれることになっていた (2) ひとですが (1.1) 実際には (1) 来れなかつたんです (2)

MA: → ふんふん、 =
C: =けれどその手はいの彼女は (6) 来られなかつたんです。家族の誰も手伝えなかつた (3) ので
心付けぐらいの用意は (2) していたのだけと::

申立人の視線の方向もまた、発言の宛て先が調停人であることを示している。申立人は、一人の調停人からもう一人の調停人へと視線を移し、隣に着席している相手方へは視線を向けない。

さらに、発言していない紛争当事者は、他方当事者が発言をしている間は、ノートに何か書き込むといった補助的活動に従事することがある。このようにして、調停人と紛争当事者の双方は、紛争当事者の発言が調停人に向けられなければならないという慣例への志向を表示するのである。

議論のフオーマット

一方当事者が発言権を与えられ、自己の発言順番を拡張させてその順番の中で自分の側のストーリーを語ることに加えて、聴聞ではデイスカッションの機会が与えられている。そのデイスカッションは、主として質問—返答の連鎖により構成されている。このデイスカッションが日常会話と異なる点は、デイスカッションのトピックと、誰がデイスカッションに参加するかを決定する権限が調停人にあることである。抜粋11は、賃貸人と賃借人との紛争において調停人と相手方との間に交わされた質問と返答のやりとりの連鎖の最終部分である。矢印を施された発言において、調停人Bは申立人に対して、賃貸人である申立人が賃借人である相手方の所得の低さについて知っていたか否かを尋ねている。申立人からの返答の後、調停人Bは質問を相手方へと向けている。

抜粋11

MA: お話し頂きたいのは (3) その前の段階で
あなたの収入がどの程度であったか、(4) 言い方を変えますと、

R: (3) その時以前にということですか?

MA: 8月の時点で (3)

R: そ::ですな::わかりませんが (4) 確かではないですが 記憶が正しければ:: .hh (1) え::と (5) とても低かつたです (5)

MA: とても::低かつた
R: とても [低い...]
MA: → 「そのことを」存在でしたか、ポールさん (9)

- C: はい...え...と? 知りませんでした (2) 私はとても、え: (1.6) う:
(1.2) うかれて (9) いたのです、始めて大家になったので (数行
削除) 適当にやっついて
ただ、そう思ったのですね、ただ、そう信じたのです
hh 賃料は幾らぐらい払っていたのですか (4)
Ma: ボールさんが買う以前は (1) 前の大家には幾ら払っていたのです
か?
(9)

R: 250から300のどちらかです

次の抜粋12は、自動車修理に関する紛争からのものであるが、この抜粋もまた、当事者のデイスカッションへの関与と話題変更に関して、調停人によるコントロールを例示するものである。調停人Bはエアコンの修理費用の話題から車がロードテストされていたものか否かという話題へと焦点を変更している。

抜粋12

- Ma: エアコンについてはどうですか?
費用は (1) どのくらい払ったの? =
= 37ドル50セントです
(5)
Ma: それはフロンガスを入れ替えるだけの?
(4)
Ra: その通りです (2) それから、フロンガスを (2) 入れて、どこか
そこに書いてあるはず
Ma: ああ追加料金でね
(5)
Ra: フロンガスの料金も入っているはず
(3)
Ma: ありますね
(5)
Ma: → h ロードテストされていない車をあなたが引き取ったときに、その
ことを知っていたの? あなたそう言われていた?
C: いいえ、その昔 (1) ティムが電話してきて、引き取った1日い
や2日前ですが、電話で全て修理完了していると言ったんで
も...

デイスカッションの際に、紛争当事者は、発話 (非難の発話も含めて) を調停人へと宛て続ける⁹⁾。非難の発話に対する応答も、同じように調停人へと宛てられており、結果として、媒介された会話となっている。例えば、賃貸人間の紛争からの抜粋13では、申立人は、相手方が頻繁に賃料の支払いを遅延していると主張している。調停人Aは、話題を変更することなく、焦点を相手方へと向ける。続いて、相手方は、(自分は実際に賃料を支払うことができないことを認めることで) 調停人からの質問への応答という文脈の中で、申立人が主張する苦情の内容に返答するのである。

抜粋13

- C: 彼女は実際支払いをしてくれていないのです
私が (5) ここで (2) [5月に] (2) 支払いを要求したのに
Ma: [で=彼女は] 本当に7月の支払いをしていないのですね。
(3)
C: その通りです。
(5)
Ma: わかりました (3) あなたの 答えによると (3) 今回の (4) 支払い
をすることができないということ、質問として (2) 言い換えれ
ば、それはつまり毎月の賃料である (2) 1165ドルを支払うことが
できないということですか?
(2)
R: ○そういうことになります (9) 今回は、

調停の参与枠組みからの離脱

離脱

- ストーリーを語りあいデイスカッションを行う段階で、通常、紛争当事者は非難を調停人に宛てる¹⁰⁾。一方の当事者が調停の参与枠組みを離脱し他方の当事者に対して直接に発話を宛てる場合、調停人は、発話を調停人に宛てなければならぬという調停の参与枠組みを回復しよう試みることができ¹¹⁾。その9) 紛争当事者同士が直接に発話を宛て合うやりとりは殆ど生じない。つまり、3つあるいは4つの順番にわたる当事者同士のやりとりは、まれにしか行われない。それが生じた場合には、調停人がしばしばそのやりとりに割ってはい¹⁰⁾。一人称を用いて責任を帰属させているのは、9つの聴聞における非難のうち、わずか8% (321の非難のうちの25) にしかすぎない。
11) ニュース報道でのインタビュという別の制度化された会話における発話交換システムからの離脱に関する分析については、Clayman and Whalen (1988/1989) と

の手段のひとつは、発話が他方の当事者へ宛てられた場合にも、調停人が最小限の応答を行うことである。例えば、離婚した夫婦間の紛争からの抜粋14において、申立人は相手方（離婚した妻）が休暇にボーイフレンドと旅行に行ったことを答めている。

抜粋14

- C: 彼女 (she) も メキシコ、アリゾナ、それからロスに、君の (your) ボーイフレンドと行ったんだよね? (2) だから、そんな言い訳するなよ?
(3)
M: → 「ふんふん」 =
C: いいですか? (1) これは、月には目を、なのでです。Huhm. 私は
(2) 同意しませんよ (5) 週3日という要求には…

申立人はまず相手方を「彼女 (she)」と呼び、それから相手方への直接の発話（「君の (your)」に切り替えている。調停人の最小限の応答（「ふんふん」=）によって、「主張は調停人に宛てなければならぬ」という枠組みが再び回復されている。実際、調停人の応答以降は、主張は相手方に対してではなく調停人に宛てられている。

同じ事件の聴聞からの抜粋15において、紛争当事者はどちらが子どもとより多くの時間を一緒に過ごしているかについて言い争っている。

抜粋15

- C: これまでの土曜日はたいがい君が子どもと一緒にだったじゃないか!
M: メアリーの誕生日パーティーの日だった、ボードウォークで金曜の夜だ (1)。確か (2)、6週間か8週間ほど前だ。僕も同じ計画だったんだ!僕はそれを君に譲ったんだ。hh次の週末は公園でだ (1)。h. 2、3週間前の週末は、君もそうだったように、僕も土曜の1時に、h医者予約があったんだ。先週はバレーだった。分かるかい?
M: あなたの柔軟な対応のおかげで (1) うまくいっているようですか?
(9)
C: そうです!でも、私の時間が犠牲になっているんです! (3) それに、多分、君が土曜の夜の計画を立てればいいんだ 金曜、(4) 金 Schegloff (1988/1989) を参照。

曜の夜じゃなくて。hh.

(1).

M: ⇒ 「ふんふん」

C: 「それから土曜H」

M: ⇒ 「妥協して?」

(1.8)

M: ⇒ 「ふんふん」、(4) スタン、君たちは結婚して何年になりますか?

申立人は自分の言い分を調停人ではなく相手方に宛てることによって、調停の参与枠組みから離脱している。調停人は申立人に質問を行い、最小限の応答を返し、しかも話題変更を自ら開始することによって調停人に発話が向けられる参与枠組みを回復しようと試みている。

非難と否認とが隣接して行われる場合にも、調停人の禁止と承認とに服することになる。近隣紛争からの抜粋16においては、相手方が直接申立人を問い詰めたことによって、1 1 論の口火が切られている。

抜粋16

1. C: =いつもと同じ女性が車をそこに停めたので、eh私は=その駐車スペースから出られなかったんです。
2.
3. M_B: =um hm. (2)
4. R: でもあなたは車を停めたわよね =
5. C: =朝一度だけね (2)
6. R: あの女性が車を停めたのは
7. 「彼女自身の駐車スペースよ」
8. M_B: 「ええ、ええ、ただ=私が」=ただ私が
9. 「言っているのは、誰かあな」 たちは
10. R: 「あなたの（隣のスペースに停めたのよ）」
11. M_B: 確かあなたは?
12. C: 「他に停める場所がなかったのよ。」
13. M_B: 「スペースがなくて」 ストレスで
14. 「いらいらしていたと」 言っていたと
15. R: 「でも」 停めちゃいけないわよね、「他の人の駐車スペースには」
16. M_B: 「um、思いますけど」
17. C: 「いつもそうよ。」
18. 「ゾーン」 どうして彼女は

19. M_B：「はい」
 20. C：「他の人たちとやれば、そしたら」〔（ ）〕
 21. M_A：「もう直接のやりとりはしないでください、お願いします」

1行目から2行目にかけて、申立人は相手方の車のせいで、自分の駐車スペースに車を停めることができなかった時のことを話すことによって、この紛争における相手方の言い分の信用性を低下させようと試みている。4. 6. 7行目において、相手方は調停の順番交替システムから離脱し、対抗主張により申立人に直接応答している（Coulter 1990）。発話の開始部分が「（でもあなたは車を停めましたよね）」で、相手方は申立人に視線をやっているが、三人称で申立人に言及するよう自己の発話を修復しながら調停人に視線を向け直している（彼女が車を停めたのです「彼女のスペースに」）。11. 13. 14. 16行目において、調停人Bは話題を元に戻すことで言い争いの契機を断ち切ろうとするが、不成功だったようである（ニュース報道のインタビューにおける発話交換システムを回復しようとする試みが失敗に終わった事例の分析についてはClayman and Whalen 1988/1989を参照）。申立人は話題を変えようとする調停人Bの試みには応じず、相手方との直接のやりとりを続けている。12行目において、申立人は自分の行為の正当性を主張している（「他に停める場所がなかったのよ」）。相手方は、調停人Bが発話を続けていることを無視して、15行目において申立人に応答している（停めちゃいけないわよね「他の人の駐車スペースには」）。次に、申立人は相手方の名前を挙げ、相手方に視線を向けることによって、17. 18. 20行目においてこの発話に対して直接応答している。この時点で二人の紛争当事者は完全に言い争いに入っている。当事者は調停の発話交換システムを捨て、日常会話における発話交換システム—この事例では、非難と否認の交換—を採用することで、そのシステムによって言い争いが可能となっている。21行目において調停人Aが割って入り、「直接のやりとり」をしている二人を諫め、調停の発話交換構造の回復を試みる。

要約

調停聴聞の相互行為組織は、日常会話の相互行為組織といくつかの点で異なっている。調停は、その作動の一部が事前に決定されている発話交換システムである。特定の発言の順番（たとえば、調停人によるストーリー要求発話、ストーリー発話、聴聞を開始したり終了したりする発話）は、制度上の役割に基づいて特定の個人に事前に割り当てられている。順番の選択技を駆使できるかどうかも制度上の役割と結び付いている。つまり、紛争当事者は、通例、他方当事者が説明をしている最中に順番を自己選択はしないが、調停人は聴聞過程

を通じて自由に順番を自己選択し、自らが次発話者となることができる。紛争当事者が順番を自己選択することは、それが発話許可の要求、共同当事者同士の会話、修復あるいは明確化要求の形式でなされるならば、調停の順番交替システムからの離脱とは扱われない。それに対して、他方当事者の中立ての内容に対して直接応答する発話は、調停の発話交換システムからの離脱として扱われる。

調停という参与枠組みにおいては、紛争当事者は他方当事者に対してではなく、調停人に宛てて発話を行う。調停の参加者すべてが当事者の語るストーリー—発話の聞き手（recipient）ではあるが、他方当事者は発話が宛てられた「宛てられた」（addressed）聞き手（addressed recipient）ではないので、語られたストーリーに対して即座に相手に応答する権利を有してはいない。（C. Goodwin 1987）したがって、調停聴聞の参与者の参与枠組み上の立場は、日常会話には存在しない制約に服しているのである。

紛争当事者が調停の発話交換システムから離脱し、日常会話における順番交替のルールと参与枠組み上の立場を用いる場合には、彼らのやりとりは言い争いの性格を帯びる。調停人は紛争当事者を諫めたり、話題を変えたり、質問の矛先を変えたり、最小限の応答を行ったり、他の類似の技法を用いて調停の発話交換システムを回復しようとするのである。

含意

調停においては、言い争いとなってしまうような、他方当事者に直接向けられた敵対的で隣接した発話を行うということは、普通はなされない。調停の発話交換システムによって、事実上、調停の特徴である順番交替システムと参与枠組み上の立場から紛争当事者が離脱する場合にしか「言い争い」は成り立たないのである。調停過程の以下の4つの特徴は、参加者が互いの顔を立てながら言い争いを回避し、非難と否認を行わないようにすることを可能にしている。すなわち、(1)調停では、非難と否認は、隣接ペアではない。つまり、非難に対して否認が直ちに適切な応答とはならないので、非難は後続する行為としての敵対的な応答を生み出さない。(2)調停の参与枠組みにおいては、非難と否認は他方当事者ではなく調停人に宛てられる。したがって、否認は調停人の質問に対する応答として行われるので、否認は「不同意」にはならない。(3)否認が即座になされないことによって、紛争当事者は否認にどう応答するかを選択することができ、これが潜在的には紛争の争点を減らすことになる。(4)調停の相互行為組織あるいは規範的な秩序は、非難と否認を激化させるのではなく逆に緩和する。このような相互行為組織は、紛争解決過程に次のようないくつかの含意を有している。

非難と否認の連鎖上の位置

日常会話では、非難は隣接ペアの第一成分であり、否認または責任の自認がそれに対してなされ得る応答である。通例、否認が優先的な応答であるので、その発話は遅延や説明または他の緩和技法なしに、非難の直後に配置される傾向にある。それゆえ、非難は、非難の内容への不同意という応答を適切なものにし、それゆえに相互行為的な環境を言い争いへとエスカレートさせてしまう。非難と否認によるやりとりは、非難と否認の繰り返しのような言い争いの技法、あるいは、隣接性に依拠した他の技法（たとえば、段階的拡大 (escalation)、反復、フォーワード連結、対照的に結合された対抗発話 (contrastively-matched counters)）の相互行為的な基礎を提供し、それらの技法を用いる動機を提供する。

調停の発話交換システムは、紛争当事者間での隣接する発話交換を排除することにより、これらの言い争いの技法の多くの利用を妨げる。これは、本来であれば隣接ペアとして生じる何らかの行為コースを分断することにより行われる。紛争当事者は調停の順番交替システムから離脱せずには、非難に対して即座に応答することはできない。つまり、相手方は、中立人が「話し」終わり、調停人が相手方の「ストーリー」を語るように求めるまで話してはならないのである。加えて、調停人には中立人の話の最中にまたはその後で質問をすることが許されている。それゆえ、否認または責任の自認は、非難の後に隣接する行為としては適切でないのである¹²。

近隣紛争における申立人はその主張の過程で多くの非難発話を産出するが、相手方がそれを否認するのは聴聞がかなり進んでからである¹³。たとえば、聴

12 何が隣接ペアの第一成分に当たるかは、発話タイプ（たとえば、挨拶 (greeting)、誘い (invitation)、非難 (accusation)）や発話の構文（例えば、質問として）だけでなく、どのような発話交換システムにおいて発話が産出されるかということにも依存している。日常会話での非難は、後続する順番空間に関して、調停の聴聞における非難とは異なった含意を有している。ニユース報道におけるインタビューに関する類似の議論については、Cleyman and Maynard (1990) を参照。

13 非難に対して言葉によらない応答としても、調停の聴聞においてその影響は最小限のものとなる。なぜなら、紛争当事者は調停人に向かい合って長机の同じ側に着席するからである。それゆえ、紛争当事者が相手方と目を合わせようとするならば、自分の顔を90度回転させなければならない。顔の表情は調停人にしか見えないので、自分の利益のために言語的行動を要することもできる。1台のビデオカメラしか用いなかっため、紛争当事者の非言語的行動に対する調停人の非言語的な応答は記録されていない。技術17において、相手方は中立人の目には入ってはおらず、調停人もこれに対する言語上の応答は示していない。相手方は非難に対する抗議を示すためにメモをとることもある。こうすることで、自分の発話順番になった時には応答するという意図を示すのである。

聞の初期段階において、申立人は相手方（ジェーン）が自分の車を損傷したと非難している。

技術17

C: 車が滅茶苦茶にされてたんです hh (3) 夜は外出して居なかったのですが、(1) 朝早く戻ってきたら (1) 車内に (6) ベンキが撒かれていたんです (7) ラテックスのペンキに、(1.5) ゴミや粉ミルクとか。(4) 写真を撮ってあります = もし (3) ご覧になりましたければ

(4)

MA: um = hmh

(2)

C: 〇あれがどんな状態だったことが (2.1) で...そんなことをやりそうな唯一の人は (3) 自分でやったかどうかにかかわらず責任があるのは (1) ジェーンだと思います!

相手方は、自分の名が挙げられると、「いいや」と首を振るが、申立人に視線は向けない。申立人は調停人に視線を向けているので、相手方のこの仕草を見たか否かは分からないが、申立人も調停人もその仕草に対して受け取りの表示をしていない。相手方がこの非難に応答したのは、それから30分以上も経ってからのことである。

技術18

R:

最初に (1) 私たちがこれをやり始めた頃 (2) この建物には大勢の人が居て、いろんな理由で物を壊したわけ = ガキども? (2) とか みんなが。(1) hh だけど、私はそんなことに一切関わっていないわ。

調停聴聞では、非難は隣接ペアの第一成分ではないので、その次の順番の位置に敵対的な応答がくることは適切 (relevant) にならない。それゆえ、通例、調停において非難は言い争いを適切なものとせず、そのことによって、紛争がエスカレートする原因のひとつが取り除かれるのである

不同意とらない否認

調停において、否認は遅延されるばかりでなく、否認は非難に対する隣接ペアの第二成分ではないので、直前の発話に対する不同意を構成することはない。

非難に対する相手方の応答は、調停人の問いに対する応答として行われ、非難に対する否認としては行われない。それゆえ、調停の文脈における否認は、言い争いの応答を誘発することがありないのである。

非難や苦情は、紛争の相手方当事者に対してではなく調停人に宛ててなされるので、調停の発話交換システムから離脱せずには、直接相手方を非難することとはできない。それゆえ、非難の帰属は三人称の形式で定式化されるのが通例である¹⁴。たとえば、近隣紛争事例からの抜粋19においては、相手方が申立人に暴言を吐いた出来事について申立人が説明している。

抜粋19

- C: 初めて (3) 彼女 (she) が私を嫌いだと感じたのは、um hm (2), um hm, 私に対する嫌悪は、いつだったか (9)。私がその時三歳だった子どもと一緒に車から降りた時です (2) ? (6) そのとき、彼女の (her) 娘がやって来て私に言うんです。um hm. (8) その子供が邪魔だからそこをどかせろって。彼女も私のところに来て、(11) えーと？、ただもう捲し立てるような言い掛かりを付けてきたんです。詳しく述べる必要があるのか分かりませんが、(1), 分かりますか？ (5) 頭に来た (2) 時しか使わないような、かなり (1) 下劣で卑劣なことを何度も言ったんです。(1) 分か [り] ます？]

Ma: [um hm] ふんふん ええ

申立人は調停人に発話を宛てて、「彼女 (she)」や「彼女の (her)」という代名詞を使って相手方に言及している。申立人はこのようにして直接の非難を行うことを避けることが可能である。調停人Aは申立人からの最小限の応答の求め (「分かります」) に応じることで、この発話を調停人に宛てられたものとして理解していることを表示する。相手方が応答しなかったことは、相手方がこの発話が自分に向けられたものであると解釈しなかったことを示している。それゆえ、調停における非難は、日常会話における非難ほど面子を傷つけるような働きはしないのである (Pomerantz 1978b)。これが口論へとエスカレートする可能性が低いもうひとつの理由である。

調停で紛争当事者が発話を隣接させてやりとりし始めると、調停人は、それを終結させようとする。紛争当事者が非難に隣接した位置に否認を配置することによって、あるいは相手方に向かって直接非難することによって、調停の順類似の発話パターンを発見している。

14 Greatbatch (1988) と Clayman (1987) はニューズ報道のインタビューにおいて類似の発話パターンを発見している。

番交替システムから離脱すると、調停人は本格的な口論になるのを避けるために当事者の直接のやりとりで紹介する¹⁵。

このように、調停の発話交換システムは、日常会話で見られる言い争いの技法の使用を排除する。調停では、非難と否認の産出は許されるが、それらが言い争いの連鎖における敵対的なやりとりとして行われることは回避されるのである。この結果、直接の言い争いなしに、紛争の実質について議論し合うことが可能となるのである。

非難に対する選択的な応答

日常会話において非難と否認は隣接ペアであり、しかも否認が産出されないと産出されるべき発話が不在であることが誰の目にも明らかとなり、それが何を意味するのか追及されることになる。優先的応答 (否認) の不在は、優先的応答 (責任の自認) を含意する。しかしながら調停の状況においては、紛争当事者は責任の自認を含意せずに、非難に対する応答を産出しないでおくことが可能である。

一方の紛争当事者が話し終わると、調停人は他方の紛争当事者からの発言を許す。たいていの紛争当事者は、他方当事者の非難に応答するよう自分の側の話を組み立てる。しかし、調停においては、非難に対する応答が制度的に遅延させられるので、戦略的な行動を行う機会が与えられる。紛争当事者は、非難のいくつかを無視してより重要な非難に焦点を合わせたり、あるいは、確実に15 離婚した夫婦間の紛争からの以下の抜粋では、調停人が言い争いを終結させている。

- C: そうです。私は (1), あの時、私はまだ良いとは思っていません。これは私の身体みたいなものだから。ね (2), ね。 (3) uh 私 [はね]
R: [でも] 君は9カ月も中絶と言いつづけたんじゃないか、[シヤロンというように]
M: [ちよっと、我々は]
C: =ちよっと！=
M: =た [とえば]
C: [誰か] 中絶したって？ (1) そんなこと言うのか？
M: [ちよっと、待って]
(1)
C: 彼女が最近やったんじゃないの？
M: [待って]
(2)
M: やめて！ (3) そのことを話すために、ここにいるわけじゃないでしょう。私は自分の事とか、話していませんよ。皆、それぞれ事情があるでしょう。(2)。それはここでは関係ないのです！

否認することのできない非難は無視することもできる。それゆえ、調停における電話交換システムは、非難に対する選択的な応答を可能にすることによって、対立の解決を促進するのである。

たとえば、近隣紛争の調停事例において、相手方は申立人の非難のいくつかにに対し全く応答していない。申立人は相手方がアパートの庭で自分に対して暴言を吐いたと非難した。また、申立人は、相手方の部屋から聞こえてくる物を叩くような音や、相手方の所有するアパートの賃借人のオートバイで騒目にさられた芝生についての不満を口にした。これらの非難は調停聴聞の参加者の誰からも二度と言及されることはなかった。

相手方が非難に対し応答しなければ、申立人は相手方のストーリーが終わった後でもう一度同じ非難を再利用することもできる。たとえば、自動車修理に関する紛争事例において、申立人が自分のストーリーを述べる際に、最初に産出された非難（抜粋20）は、相手方がストーリーを言い終えた後の議論の際に再び繰り返されている（抜粋21）。

抜粋20

C:

そして彼が (1) um hm (1) 彼が翌日電話をよこして 確か (3 時に) 車を取りに行くことになっていました。(4) 彼は冷却装置 (8) に漏れがあると言うんです。(12) 私は こう言ったんです 私がここに持ち込んだ時に漏れはなかったと (6) だから 私には分かりませんよ！ (1) 何がここで問題なんだか。(11) um hm。(6) そして、分かっていたことは、冷却装置を (3) 冷却装置にひびが入ってたってことです。(6) ひびが入ったのが (2) マカの人修理をした時なのか、それとも私がここに持ち込む前にひびが入っていたのか、私は分かりません。でも 私が車をここに持ち込んだときに漏れではなかった。(1) そのことは確かです。(4) 漏れてたら家の前の車道に水たまりがあるはずだし。

抜粋21

C:

私が車をそこに持ち込んだ時 冷却装置には漏れがなかったことを忘れてますね。(5) 誰かがハンマーでぶっ叩いたかもしれないもしかししたら。

これらの聴聞において、無視された非難は概してそのままにされる。それゆえ、どの非難に応答すべきかを戦略的に選択することは、討論の方向を変えたり、争点となりうる非難の数を最小限にしたりするための有効な手段であるよ

うに思われる。否認が遅延されることによって、言い争いの技法が用いられる状況が最小化し、しかも相手方に戦略的な行動、すなわち、非難に対する選択的な応答の機会を提供することにより、口論の機会は減少するのである。

非難と否認の定式化

調停は非難と否認を生み出すための「保護された (protected)」相互行為環境を提供する。しかし、調停聴聞における紛争当事者は、熾烈な非難を生み出すためにこの保護された環境を利用するのではない、というのも、恐らくは、調停過程の目的が対立を非敵対的な方法で解決することにあるからである。調停人は聴聞開始時に譲歩と非競争性という目的を強調する¹⁶。紛争当事者は、調停の順番交替システムによって、強い非難と苦情の申立てをできるだけ行わないようにすることで、これらの規範への志向を示すのである。紛争当事者が非難を緩和するのに用いる技法には、行為主体の省略、申立てに関係する行為主体の分離、行為主体の集合的表示、そして、非難を格下げるその他の技法が含まれる¹⁷。

行為主体の消去

調停聴聞において、紛争当事者が、行為主体を消去して非難を組み立てることはよくあることである。これにより、非難の矛先は明示的でなく暗示的なものになる。このことは、非難の対象が誰であるかということを曖昧にすること意味するわけではない。ただ、紛争当事者が非難を弱い形で定式化しているというだけのことである。このようにして、紛争当事者は調停の非敵対的かつ協調的規範への志向を示すのである。

受動態の文を用いることによって行為主体の消去が行われることが普通であるが、時には、主語を述べずに能動態の文を用いるというような方法によって行われることもある。

16 加えて、調停は任意であり、かつ、恐らく紛争当事者は対立の解決を望んでそこにいるのである。

17 O'Bar と Conley (1985, pp. 685, 689) は、少額裁判所の当事者にも自分の主張の中で誰の責任かを明確にするのを選択する傾向があることを見出している。

調停とニュース報道でのインタビューは、その相互行為的コンテクストが若干類似するけれども、対立を激化または沈静化させる参加者の傾向には大きな違いがある (Greatbatch, forthcoming参照) その理由は、ニュース報道でのインタビューにおける目的が討論で「勝つ」ことであるのに対し、調停での目的は「合意に至るか妥協する」ことだからである。

拔料22

C: um hm. (3) まったくこのum hm (5) 仕事は、um hm. (2) このキヤンビンタカーの修理は、um hm, um hm. フロの (1.6) とは (8) 言えないよ。(2) つまり、基本的にはね。(3) フロがやったんじやない。私の um hm. 私の見たところ 全く = 修理 = されていないのだから！。

この技粋において、申立人は誰がキヤンビンツカカーの修理をしたのか述べていない。彼は受動態を用いながらも行為主体を特定しえたはずである（たとえば、「整備上によって行われた修理」）。しかし彼はこの「不適切な行為」の行為主体をはっきりと言明するのではなく、むしろほめかすように彼の申立てを定式化している。

継父と継母間の紛争からの抜粋23において、申立人は相手方に対する申立てを次のように要約している。

拔粹23

C: どう言ったらいいのかわかりませんが=私は、こころもからだも暴行された！と感じました。(1.0) そして:(1.1) 私は もっと 思いやりのある (0.9) un hm (1.5) もっと 思いやりのある 言い方に変わりたいんです。

申立人は彼の非難を受動態で組み立てることで行為主体を消去している。彼
はこれらの申立てを能動態で組み立てながらも、調停人へ向けて発話すること
ができたはずである（たとえば、「スタンが私を暴行した」とか、「スタンは無
神経だ」とか）。概して、調停聴聞における非難あるいは申立ての38%（321の
非難または申立てのうちの121）が、行為主体を消去して組み立てられてい
る。

非難の対象を暗示的に示すことは、対立の契機となる面子に対する脅威を最小化し、それによって、調停の順番交替システムからの離脱を最小化する。非難の相手方を明示的に言及しないことによって、「攻撃」は和らげられ、非難された当事者からの防御は即座には適切なものとならない。

このような研究結果は、日常会話においては、受動態および主語を消去する他の技法を用いて「非難されるべき」者に言及するという Pomerantz (1978b) の研究結果と一致する。受動態を用いることにより、申立人は不法行為者としての研究結果と一致する。

18. 行為主体の役割は非難を和らげるひとつの技法にしか過ぎない。けれども、非難のうちの60% (321のうち191) の非難は何らかの方法で緩和されていた。

定せずに非難をすることができ。このように、申立人は、礼儀をわきまえないか
つ面子を潰す発言を避けながらも非難を行う、という微妙な仕事を成し遂げ得
るのである。

行使主体の分離

紛争当事者は、行為主体に言及することを遅延させたり文の構成を工夫すること、行為主体と非難とを分離することによっても、調停の規範的秩序への志向を示すことができる。

抜粋24において、借家紛争における申立人は、なぜ賃借人との賃貸借契約の継続が問題をはらむのかについて説明している。

拔料24

今年一年は困りました。というのも (6) .h たまたま！ですけど私
が彼女の郵便物を届けに行つた際に えー (8) えー (1.1) 見たから
なんです。よ 仕事を。 あれじゃ (2) 家賃は払 えなひ = beh =
beh = でしょうね！

行為主体は完全に消去されていないが（申立人は「彼女の郵便物」に言及している）、実際の申立において「彼女」が特定されているわけではない。た
めらい、間合い、そして「えー」という順番保持標識（turn holders）が行為
主体と非難とを分離している。（笑いがあっても非難を緩和するのに役立
つ。）

離婚紛争において、相手方は、元夫が自分の収入について嘘をついたことを責めている。

拔料25

R: 彼は何度か給料明細は送ってきたんですよ。(1), えー(3), 私の弁護士に?

$$M : \quad \text{--um hm?} \quad (1)$$

R: ただし (2) あまり 正 = **neh** = しい額が書かれているとは思えない
 んですけれどね。
 (I don't think were quite corre = neh = CT" but.) 《Corre……CT =
 correct》

行為主体 (「彼」) はこの発話の最初の部分に置かれているが、発話は質問の抑揚で終わっている。そして相手方は問合いを置き、調停人は最小限の応答しかしていない。また問合いが置かれ、相手方は順番保持標識 (「えー」) を発し、再び問合いを置いている。そして相手方は「あまり正 = **heh** = しい額」とは思えないけれど」と非難をしている。相手方は、行為主体の分離の他にも、この非難を和らげるために「あまり (quite)」という修飾詞と不確実性の標識である「思う (think)」を用いている。否定形を主節に反転させること (「正しくない (were incorrect)」に代えて、「あまり正しい額が書かれているとは思えないんですけれどね (I don't think were correct)」) もまた、非難を緩和するのに役立っている (Huebler 1983)。加えて、緩和要素である笑いも見られる (「正 = **heh** = しい額」)。

行為主体の集合的表示

紛争当事者は、不法行為の主体を集合的に言及することによって、調停の規範的秩序への志向を示すことができる。その一つの方法は、自分も非難の対象に含めることである。兄弟間の紛争からの抜粋26において、相手方は、自分が兄からいじめられ続けているという申立ての中で、自分自身にも責任があることを自認している。

抜粋26

R_A: 今年 (2) の初めから僕らは (2) 互いに言い争いをしているのですが…

継父と継母間の紛争からの抜粋27において、相手方Bは自分の夫の子 (申立人の継子) の育て方に干渉するのを止めるように、申立人を説得している。

抜粋27

R_B: 私はただこう思うんだけど、hh 私たちにはそれぞれの立場があるってことをちゃんと知らなきゃ? (3). それに ちょっと口うるさくしないで。両親に (1) 子どもを育てさせなきゃならないって、h そして私たちがそこにいるのは (1) h (1) つまり? 子どもに手を出して、育て、愛してあげるためでしょう。h そしてえー、子どもたちが自分のことを自分でできるようにするためにしよう。

この聴聞に出席していた者は誰でも、継子の育て方に干渉してきたのが申立

人であることを承知しているが、相手方Bが「私たち [継父と継母]」という言葉を用いたことで、申立人の不満の申立ては緩和され、調停規範への志向が示されている。

非難の格下げ

非難は、格下げによって緩和することができる。抜粋28は自動車修理をめぐる紛争における、申立人による最初の定式化である。

抜粋28

Ma: なんかりました? (2) 修理をきちんとして [いなかった] ということ?

C: [はい]

(1)

C: ええ = 整備士が修理をきちんと (3.2) しなかったんだと私は思います。部分的には (2) um hm (4) 一応は修理したのだからうけれど。 (2) 2. 3か所は (2) きちんと (1) 直して (1) いらないところがあったんです。

申立人は、最初、適切な修理を行わなかった当事者 (整備士) を特定するが、即座に「…と私は思います (I would imagine)」という不確実性標識でこれを緩和している。不確実性標識に付け加えられているのは、的確に修理された部分もあることの承認である (「部分的には (2) um hm (4) 一応は修理したのだらうけれど」)。そして、申立人は自己の申立てを、事を荒立てない方法で繰り返している (1でも、(2) 2. 3か所は (2) きちんと (1) 直して (1) いらないところがあったんです)。これは、「修理をきちんとしていない」を濁し、あるいは、それを控えめに言った表現である。

離婚した夫婦間の紛争からの抜粋29において、申立人は相手方 (別れた妻) が彼と暮らしている長女を無視すると申し立てている。

抜粋29:

君を傷つけようとして、こう言うんではないけど、えー 僕が思うに君はすべきー (3) 出来ると思うんだ 多分電話するぐらいの努力を一週に一度は、あの子がどうしているかにかけた。hh (1) あるいは (2) ほら?、夜に時間を作ってやったらどうだ 週に1度? (2) あの子のために!

この非難は潜在的には脅威をもたらすものであるが、リキーナ発言をす

る際の前置きの文句 (pre-delicate) を伴って始まり、躊躇や不確実性の標識 (「思う」)。そしてためらいの言葉 (「すべき」や「多分」) が組み入れられている。中立人は実際に非難を言葉にする (「君は自分の娘を無視している」あるいは「君は自分の娘のことを全く気にかけていない」) のではなく、どうすれば彼女がこの問題を正せるのかを具体的に示す (「週に一度は電話する」) ことによって、非難をほのめかしている。

要約と結論

日常会話における言い争いの技法は、局所的に管理される順番交替システムと、即座にしかも直接互いに宛てて発話することを可能にする参与枠組みとに依拠している。それゆえ、非難の直後に、責任の帰属を明示して否認を行うことができ、そのことによって、言い争いへとエスカレートする相互行為上の文脈が提供されるのである¹⁹。

それとは対照的に、調停の相互行為組織は日常会話において見られる言い争いの技法の使用を排除する。調停の順番交替システムでは、非難が即座に否認されない仕組みとなっている。否認を遅らせることにより、言い争いの技法が用いられる状況が最小化され、それによって言い争いが減じられる。加えて、非難に対して選択的に応答することのできる機会が存在することで、考慮対象となる非難の数が減り、それによって解決が促進される。

調停の発話交換システムによって、非難は紛争の相手方ではなく調停人に対して宛てられることになる。この名宛てのパターンにより、非難された当事者は三人称で言及されることとなる。このようにして、非難される者が直接の非難と責任追及とに面と向かって対応せずにすみ、面子を潰すような影響も減じられるのである。

最後に、協調性および非敵対性という調停の規範秩序は、調停の順番交替システムにおいては、紛争当事者が非難 (と否認) をできるだけ弱められた形式で定式化するように促す。このように、非難が緩和されることによって、口論にエスカレートすることがさらに抑制されることになる。

調停の相互行為組織におけるこれら4つの点が言い争いを抑制することに貢献する。これらの特徴と、面子を潰さないようにするための紛争当事者によるこれらの特徴の用い方が、口論または言い争いなく調停が紛争を上手に解決¹⁹ ある種の制度化された会話は言い争いをもたらす。O'Donnell (1990, p. 214) は、対立的かつ抗争的な会話を避けるという目的が達成されなかった労使交渉を研究している。それとは対照的に、裁判においては、順番交替のルールと発話パターンにより紛争当事者間の口論は排除される (Atkinson and Drew 1979参照)。少額裁判所も紛争当事者間での直接のやりとりを排除しているように見える (O'Barr and Conley 1985; Conley and O'Barr 1990)。

している理由のひとつである。

調停が紛争解決の技法としてどのように作動しているかを理解するためには、調停聴聞の相互行為過程を検討しなければならない。この相互行為過程は、紛争解決のために顔を合わせている参与者間の口論 (言い争い) を最小化する。中立人と相手方とは、その立場の取り方や中立で、非難および否認における相手方への言及の仕方を通じて、このような結果に寄与している。それゆえ、調停のある部分は、表現を間接的にすることや否認を遅延させることによって、非難を緩和しているのである。他の紛争解決手段 (たとえば、裁判、カウンセリング、言い争い) と比べた調停の利点は、調停人の特徴や紛争の困難さの程度などではなく、調停の相互行為組織のあり方自体に求められる。本稿における以上の分析の目的は、特定の紛争解決手段がどのようにに相互行為的に組織され、かつその組織がどのようににその目的達成を可能にしているのかを明らかにすることにある。調停の相互行為組織は、日常会話の組織の原則に由来するものではあるが、特に言い争いがなされることを防ぐ方法において、日常会話の組織とは異なるものである。

著者のアンジェラ・ガルシア (Angela Garcia) は、ウイスコンシン大学・クレール社会科学部における社会学准教授である。現在、彼女は対面相互行為における口論と紛争解決の会話分析の研究に取り組んでいる。彼女は、調停の相互行為的編成に関する研究以外にも、正当化と説明における性差分析および日常会話における議論の組織についても研究を行っている。

参考文献

- Atkinson, J. Maxwell and Paul Drew. 1979. *Order in Court: The Organization of Verbal Interaction in Judicial Settings*. London: Macmillan.
- Atkinson, J. Maxwell and John Heritage, eds. 1984. *Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis*. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Boggs, Stephen T. 1978. "The Development of Verbal Disputing in Part-Hawaiian Children." *Language in Society* 7: 325-44.
- Bottomley, Ann. 1985. "What Is Happening to Family Law? A Feminist Critique of Conciliation." pp. 162-87 in *Women in Law*, edited by L. Brophy and C. Smart. London: Routledge and Kegan Paul.
- Brenneis, Donald and Laura Lein. 1977. "You Fruit-head! A Sociolinguistic Approach to Children's Dispute Settlement." Pp. 49-65 in *Child Discourse*, edited by S. Ervin-Tripp and C. Mitchell-Kernan. New York: Academic Press.
- Chayman, Steven. 1987. "Generating News: The Interactional Organization of News

- Interviews," Ph. D. dissertation, Department of Sociology, University of California, Santa Barbara.
- Clayman, Steven and Douglas Maynard. 1990. "Turn-taking and Address in the Achievement of an Institutional Setting: The Case of the News Interview." Paper presented at Midwest Sociological Association, April, Chicago, Illinois.
- Clayman, Steven and Jack Whalen. 1988/1989. "When the Medium Becomes the Message: The Case of the Rafter-Bush Encounter." *Research on Language and Social Interaction* 22: 241-72.
- Conley, John M. and William M. O'Barr. 1990. "Rules versus Relationships in Small Claims Disputes." Pp. 178-96 in *Conflict Talk: Sociolinguistic Investigations of Arguments in Conversations*, edited by A. Grimshaw. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Corson, William A. 1985. *Friendship and Peer Culture in the Early Years*. Norwood, NJ: Ablex.
- Corson, William A. and Thomas A. Rizzo. 1990. "Disputes in the Peer Culture of American and Italian Nursery-School Children." Pp. 21-66 in *Conflict Talk: Sociolinguistic investigations of Arguments in Conversation*, edited by A. Grimshaw. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Coser, Lewis A. [1964] (1956). *The Functions of Social Conflict*. Glencoe, Illinois: Free Press.
- Coulter, Jeff. 1990. "Elementary Properties of Argument Sequences." pp. 181-204 in *Interaction Competence*. Washington, DC: International Institute for Ethnomethodology and Conversation Analysis and University Press of America.
- Dingwall, Robert. 1986. "Some Observations on Divorce Mediation in Britain and the United States." *Mediation Quarterly* 5: 5-23.
- Emmison, Michael. 1987. "Victors and Vanquished: The Social Organization of Ceremonial Congratulations and Commiserations." *Language and Communication* 7: 93-110.
- . 1988. "On the Interactional Management of Defeat." *Sociology* 22: 233-51.
- Folberg, Jay. 1983. "A Mediation Overview: History and Dimensions of Practice." *Mediation Quarterly* 1: 3-13.
- Giringer, Linda K. 1985. "Adjudication and Mediation: A Comparison of Custody Decision-Making Processes Involving Third Parties." *Journal of Divorce* 8: 33-47.
- Goffman, Erving. 1967. *Interaction Ritual: Essays on Face-to-Face Behavior*. Garden City, NY: Doubleday.
- . 1981. *Forms of Talk*. Oxford, England: Basil Blackwell.
- Goodwin, Charles. 1987. "Politeness as an Interactive Resource." *Social Psychology Quarterly* 50: 115-31.
- Goodwin, Marjorie Harness. 1982. "Processes of Dispute Management Among Urban Black Children." *American Ethnologist* 9: 76-96.
- . 1983. "Aggravated (Correction and Disagreement in Children's Conversations." *Journal of Pragmatics* 7: 657-77.
- Goodwin, Marjorie Harness and Charles Goodwin. 1987. "Children's Arguing." pp. 200-48 in *Language, Gender and Sex in Comparative Perspective*, edited by S. Philips, S. Steek, and C. Tanz. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Greatbatch, David. 1988. "A Turn-Taking System for British News Interviews." *Language in Society* 17: 401-30.
- . Forthcoming. "The Management of Disagreement Between News Interviewees." In *Talk at Work*, edited by P. Drew and I. Heritage. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Heritage, John. 1984. *Garfinkel and Ethnomethodology*. Cambridge, England: Polity Press.
- . 1987. "Ethnomethodology." Pp. 224-72 in *Social Theory Today*, edited by A. Giddens and J. Turner. Cambridge, England: Polity Press.
- . 1988. "Explanations as Accounts: A Conversation Analytic Perspective." Pp. 127-44 in *Analysing Everyday Experience: A Casebook of Methods*, edited by C. Antaki. London: Sage.
- Heritage, John and David Greatbatch. 1991. "On the Institutional Character of Institutional Talk: The Case of News Interviews." Pp. 93-137 in *Talk and Social Structure*, edited by D. Boden and D. H. Zimmerman. Cambridge, England: Polity Press.
- Huebner, Alex. 1983. *Understatements and Hedges in English*. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins.
- Katriel, Tamar. 1985. "Brogez: Ritual and Strategy in Israeli Children's Conflicts." *Language in Society* 14: 467-90.
- O'Barr, William M. and John M. Conley. 1985. "Litigant Satisfaction versus Legal Adequacy in Small Claims Court Narratives." *Law & Society Review* 19: 661-701.
- O'Donnell, Katherine. 1990. "Difference and Dominance: How Labor and Management Talk (Conflict)." pp. 210-40 in *Conflict Talk: Sociolinguistic Investigations of Arguments in Conversation*, edited by A. Grimshaw. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Pomeroy, Anita. 1975. "Second Assessments: A Study of Some Features of Agreements/Disagreements." Ph. D. dissertation, Department of Sociology, University of California, Irvine.
- . 1978a. "Compliment Responses: Notes on the Co-operation of Multiple Constraints." pp. 79-112 in *Studies in the Organization of Conversational Interaction*, edited by L. Schenkein. New York: Academic Press.
- . 1978b. "Attributions of Responsibility: Blamings." *Sociology* 12: 15-21.
- . 1984. "Agreeing and Disagreeing with Assessments: Some Features of Preferred Dispreferred Turn Shapes." Pp. 57 in *Structures of Social Action: Studies in*

- Conversation Analysis*, edited by J. M. Atkinson and J. Heritage. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Roberts, Marian. 1988. *Mediation in Family Disputes*. Hants, England: Wildwood House.
- Sacks, Harvey. 1987. "On the Preferences for Agreement and Contiguity in Sequences in Conversation." pp. 54-69 in *Talk and Social Organization*, edited by G. Button and J. Lee. Clevedon, England: Multilingual Matters.
- Sacks, Harvey, Emanuel Schegloff, and Gail Jefferson. 1974. "A Simplest Systematics for the Organization of Turn-Taking for Conversation." *Language* 50: 696-735.
- Schegloff, Emanuel. 1980. "Preliminaries to Preliminaries: 'Can I Ask You a Question?'" *Sociological Inquiry* 50: 104-52.
- . 1988/1989. "From Interview to Confrontation: Observations of the Bush/Rather Encounter." *Research on Language and Social Interaction* 22: 215-40.
- . 1987. "Analyzing Single Episodes of Interaction: An Exercise in Conversation Analysis." *Social Psychology Quarterly* 50: 101-14.
- Schegloff, Emanuel and Harvey Sacks. 1973. "Opening up Closings." *Semiotica* 7: 289-327.
- Stimmel, Georg. [1908] 1955. *Conflict*. Translated by K. Wolff. New York: Free Press.
- Viciniich, Samuel. 1984. "Sequencing and Social Structure in Family Conflict." *Social Psychology Quarterly* 47: 217-34.
- . 1990. "The Sequential Organization of Closing in Verbal Family Conflict." Pp. 118-138 in *Conflict Talk: Sociolinguistic Investigations of Arguments in Conversations*, edited by A. Grimshaw. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Whalen, Jack, Don H. Zimmerman, and Marilyn Whalen. 1988. "When Words Fail: A Single Case Analysis." *Social Problems* 35: 335-62.
- Worley, Susan M. and Andrew L. Schwebel. 1985. "The Effect of Cooperation on Egocentrism in Divorce Mediation: A Simulation Study." pp. 151-65 in *Divorce Mediation: Perspectives on the Field*, edited by C. Everett. New York: Haworth Press.

訳者による付録 (本文中の会話抜粋の原文)

Excerpt 1:

- 1 Stan: I want to talk to you () =
- 2 Karen: = I DIDN'T: (.3) HAVE ANY
- 3 THING, =
- 4 Stan: = YOU HAD (RIGHT) TO DO
- 5 WITH = IT?
- 6 Stan: [(YOU ARE ALWAYS)]
- 7 Karen: [YOU KNOW THAT IS]
- 8 BULL I DIDN'T
- 9 Stan: [YOU ALLOWED IT!]
- 10 Karen: [(see it)] = I DIDN'T EVEN DO
- 11 THAT CRAP I DIDN'T SEE THAT.

Excerpt 2:

- C: = I've been Divorced five years. (.2)
- uhm[○] (.2) so:; h (.5) uhm[○]. (1) We have three CHILDREN?, (1.0) The eldest SHARON, has been living with me, (1) for (.4) just about two years.
- (.3)
- M: She's twelve?[○]
- (.2)
- C: She's twelve. (.5) And then, we had twins?; (.3) who have been living at home with- with KAREN, (.2) uhm, since the dissolution.
- (.3)
- M: The name of your twins?
- (1)
- C: uh, STACEY and ARIEL. (1.9) For the most part, (1) with in the last five years, we've had an O:N and off: (.8) flexibility, (.3) type of arrangement....

Excerpt 3:

R: Because we have A:L had repeated?

(.6) up sets? (.3) from Mrs. Norton? (.8)

A::nd, if there would be some way to work this out?, I would like to do it. (.2)

but: (.3) I don't feel, and no one else feels because (1.9) A:L the reasons that- s:h he claimed]

M: => [Have you] seen this?

(.2)

C: => No, I haven't?

Excerpt 4:

C: He WASN'T (1) he didn't even SEE:

them for = the- (.2) you = know? (.5)

BARELY saw them at all, for a couple

uh = years. (.5) Right After the divorce.

(.5) A::ND

(.4)

R: => Write it down?

(.9)

C: A::ND DU::H (2.5) you know? (.2)

I = I = don't know what he WA:NTS: = uh me::...

Excerpt 5:

R: Okay, and that was just:

(.2)

M: hm:h?

(.1)

M: And [this wa]s April second?

R: [one]

(.3)

R: Yes, that was the

[first time this was turned in]

C: => [Was that organized] by you?

(.4)

R: No. This was organized, by Tess...

Excerpt 6:

R: She was: very very upset about that = and

(1) h (4) made it perfectly clear that

she = did't want (1) anything that had to do with Ben? (.3) after that? =

C: => = COULD = I- (1) could = I ask a question at this point?

(1)

M: Sure?

(.2)

C: Was: (.3) was: (.2) here: (.9) with intent, in "you = know?", uh? (.3) Did it SOUND to you: that she was TELLing you:?

Excerpt 7:

R: ... the CHILDren coming home and

him (4) taking them into the

BA::throom. (4) and looking in their

EYE:S, because their: pupils might be

di = h = lated 'cause they've

had = too = many. (1) too much sugar from

milkshakes that they drink in at my

HOU:SE!

(.2)

C: => That's [bot true at all]

R: [And = MY-MY KI:DS: (.2) my kids

have cry: (1) cried over [that.]

MA: => [Excuse] me for interrupt for just =

a = minute. = I forgot to. (1) mention,

one = of = the GROU:ND rule[s]. (.2) and

that is when- (.2) you're telling your

story. (.7) you say nothing.

Excerpt 8:

M_A: Okay, h Dan? If you'd like to go ahead then = and (.2) and tell us your side of the story?

C: Okay. (.3) U::h, (.5) think = it = was in approximately: u:h (.1) think it was in eighty six[○] (1.9) the date was u:h (.1) Fl::ve uh seven eighty[○] seven I believe an I[○] took the: motor ho::me, to u:h Mark's Auto. (1.0) .hh chut! (.1) for: = a see (.1) replace fan belts, replace upper = radiator hose, (.2) inspect the air conditioning, unit.

Excerpt 9:

R_A: Whe::n (.7) DAN was called, and was told that the water pump housing: (.2) was leaking... When he came down and he picked up the car, right before = the coach (.4) [○]uh[○] before it was adequately road tested.

Excerpt 10:

C: At that stage, (.2) it is true that (.1) volunteer = help = that I = had (.2) suggested could be- (.2) available, (.1) didn't- (.1) didn't work out. (.2)

M_B: => um = hmh. =

C: = But- the = eh- (.6) she was NOT- (.4) SHF: nor = anybody = in = my family was = the primary, (.3) volunteer help on which the budget was (.2) made... rosy eyed, (.9) first time landlord.... (.9) lines omitted) ... I just winged it?, (.3) you = know?, I just- trusted that that was: =

M_B: => = .hh What rent were you: paying?, (.4)

prior to Paul's purchase. What were you: (.1) what were you paying to the other landlord? (.9)

R: Ei::ther two fifty, or three hundred....

Excerpt 11:

M_B: Could you tell us, (.3) what your income was, prior to, (.4) .h in other words, (.3)

R: Prior to that time? (.3)

M_B: Aug::ust, (.3) We::ll, I = don't- (.4) I can

I'm = not = sure = if I can remember!, hh (.1) u::hm: (.5) it was very low (.5)

M_B: Very low. (.1)

R: Very [low u::hm]

M_B: => [Were you aware of that] Paul (.9)

C: Ye::s:: WE::ll?, (.2) .h I didn't- you = know?, (.1) make any u:h investigation? (.2) I was a ve::ry, u:hm (1.6) um: (1.2)

Excerpt 12:

M_A: How about the air-conditioner?, What- (.1) money, was spent there? = R_A: = Thirty seven fifty, (.5)

M_A: And that's simply charging? (.4)

R_A: That's correct, (.2) And then you have-

(.2) uh you should have freon,
somewhere. (.1) there.

(.5)

M: Okay, plus

(.5)

R: There, should be some freon charged on it

(.3)

M: There is.

(5.0)

M: => .h Did you = know = the time you picked up

the vehicle it had not been road-tested?

(.6) Were you told that?

(.1)

C: No, the guy- (.1) uh Tim (.1) uh called

me about I think it was a DA:Y before

two days before he said duh (.7) .h

EVERYTHING'S SET to go except, but:

we've...

Excerpt 13:

C: She- in fact hasn't made the payments as

I: (.5) requested here (.2) in: (.2) [May]

M: [And = she] certainly hasn't made the July

payment.

(.3)

C: Correct.

(.5)

M: Okay. (.3) Now you answered. (.3)

that = you're unable to make these

payments at this time. .hh (.4) To

rephrase that? (.3) as a question. (.2)

Does = that mean that you can = not pay:

eleven hundred and sixty five dollars?

(.2) per month rent.

(.2)

R: Yes it does. At this time.

39

(64)

Excerpt 14:

C: = She's gone to Mexico, and to Arizona,

and L. A. with your boyfriends too? (.2) so

don't give me that?

(.3)

M: => um hm =

= Okay? (.1) Tt is for TAT here. .h u:hm.

.hh (.2) I do not agree with. (.5) three

Days? (.3) a week....

Excerpt 15:

C: You've had them, a majority¹ of the last

Saturdays!. .hh It was Mary's birthday

party. Friday night at the boardwalk. (.1)

.hh About = a- (.2) you = know? (.2) six

eight weeks ago. .h I had those same

plans!. I relinquished to you in that thing.

.hh Next weekend, it was the park. (.1) .h

The next weekend it were- a- a few

weekends ago. it was = like you had = duh

dental appointment on a Saturday at one

o'clock!. .h The = Last weekend was the

parade! (.5) you = know? (.2) It's like [e- it-]

[It S]O:UNDs like your flexibility. (.1)

.hh is working?.

(.9)

C: Right! But it's infringing upon my time!

(.3) And- maybe if you can make the

PLANS: you = know = for- (.2) for

SATurday!, evening instead = of

FRIDAY. (.4) Friday evening = and .hh

(.1)

M: => hm = [hmh]

C: [an]d. and SA[turday?]

M: => [A compro]mise?

(1.8)

(65)

38

M: ⇒ [○]um = hnh. [○](.4) Stan how long have you been married?

Excerpt 16:

- 1 C: = The SA:ME woman that organized
- 2 that parked: [○]eh [○]= so that I could not
- 3 get out = of my co-h-mplex. =
- 4 M_B: = um:?,
- 5 (.2)
- 6 R: You were parked =
- 7 C: = one morning.
- 8 (.2)
- 9 R: She was parked, in
- 10 h[er space and she]
- 11 M_B: [yeah, chum! yeah but = I = WAS] = JUST
- 12 [SAVING I-I REME-MBER y]ou
- 13 R: [(parked next) to you:]
- 14 M_B: you SA:Ying, you = know?,
- 15 C: [There was nowhere else to park.]
- 16 M_B: [that you felt you] were o:ver,
- 17 whe::lined, with [people].
- 18 R: [You still] (.2) can not park in
- 19 [some one el|se's parking place.]
- 20 M_B: [um so I thought]
- 21 C: [It] ga:p-pens a:ll thuh ti:me
- 22 [jean.] why doesn't she
- 23 M_B: [Yes]
- 24 C: do it with other people, an' that's
- 25 [(not)]
- 26 M_A: [I DON'T WANT ANY CROSS
- 27 TALK, thank you.]

Excerpt 17:

C: My car was vandalized!, hh (.3) early in the mo:rning, (.1) I came back I was away (.2) for the night (.) I came back,

37

(66)

and there was paint, (.6) on the interior?,
(.7) uh latex paint, (1.5) garbage, (.8)
poedered, ilk, (.4) I've got pictures of
that = if- (.3) you d like to see it.

(.4)

M_A:

[○]um = hnh. [○]

(.2)

C:

[○]What that looked like, [○](2.1) A::nd, the
only conceivable person: (.3) that = it =
could = do:: (.4) that would be responsible
whether she did = it = or not herse:lf?, (.1)
would be Jane!,...

Excerpt 18:

R:

At the time, (.1) we first started this, (.2)
there = was = uh (.2) nu:merous people at
that co:mplex, with ma:ny reasons (.1) to
do vandalism, = CHILDREN?, (.2) every-
body, (.1) .hh I had no:thing to do with it?

Excerpt 19:

C:

The = first: (.3) know:wledge I had of her
dislike, u::hm (.2) .h uh:m aggravation with
me, one time she:: (.9) I was co:ming: (.2)
from the car, with my child who = was about
two at the time?, (.6) And her daugh:ter
came up to me and said u::hm (.8) [○]get her
out of the way or something and she said, [○]
(1.1) .h you = know?, She = just (.1) hu:rried
a lot = of accusations, I don't = know how
much de:tail it's worth, going into. But =
it = was = a = lot = of (.1) you = know?, (.5)
rather, (.1) vi:ile obscenities, that, (1.0) I
only use if I'm (.2) fur: (.1) you = [know?..]
f [○]um = hnh] yeah.

M_A:

(67)

36

Excerpt 20:

C: And THEN HE said- (1) u:h (1.1) he called me up about uh DA:Y after- it was (three = clock) suppose to pick it up. (4) He said you got a leak in your water pump (8) housing now. (1.2) I = said well, = I = didn't = have a leak when I brought it in here. (6) so, I didn't know! (1.1) what- what = the- (1) the = problem was here. (1.1) u:h (6) And it TURNED OUT that = it NEEded at a- the- Water- (3) the water pump housing was cracked. (6) Now I don't know whether that was: (3) it was cracked (2) whether- when = the me- CHAnic was working = on it?, h or it was cracked before I brought it in. But it wasn't leaking when I brought it in. (1) That I know. (4) I would have seen puddles in my driveway.

Excerpt 21:

C: We're Also forgetting the Water pump was not leaking when I brought it in there! (5) Somebody could = un WHACKed it with = a Hammer for all I: = know!

Excerpt 22:

C: U:::H (3) h LOT = OF = the U::h (5) the = la- the LAbor that was u::hm (2) hh conducted on the motor home was; was not done in = uh- in = uh profe:ssional (1.6) in = uh (8) waxy! (2) I = mean = basically: (3) it wasn't- hh it = is MY = uh- in MY: estimation it = wasn't = completed at all!

Excerpt 23:

C: I'm = not sure how to put = it I FEEL that I BEEN::physically; and emotionally as- saulted! (1.0) A::ND: (1) I'd like to change that to a more sensitive (9) u::hm (1.5) more sensitive communication.

Excerpt 24:

C: It's been difficult for us this year because of the: (6) h coincidence! of my delivering her mail every day and seeing u:h (8) u:h (1) business practices that I = don't (2) think help pa = h - y the re = heh = heh = nt!...

Excerpt 25:

R: He sent some pay checks: to: (1) u::hm, (3) my attorney? (1) M: um = hm? (2) R: uh, (2) Which I don't think were quite corRE = heh = CT! but,

Excerpt 26:

R: Since the beginning of this: (2) year, we've been (2) harassing each other...

Excerpt 27:

R: I just think that hh we just have to know our place?, (3) and that (1) we have to SHUT = up a little bit, and let the PA:Rents: (1) raise the children. h And we're THERE as the (1) h the- the (1) you = know?, to = HE::LP: to nurture, to LOVE them. hh and um to let them deal

with it.

Excerpt 28:

M: Okay. (2) Improper

mechanic [a] work?

C: [Yeah]

(1)

C: Yeah = im::proper u:h (3.2) work

completed by the mechanic

I = would = imagine, = Part of it was done,

(2) u:h (4) okay, (1.2) but there = were-

(2) two = or three things that were (2)

that = weren't (1) completed (1) properly.

Excerpt 29:

C: I'm not saying this to = HURT = you =uh-

uh- I think you = shou- (3) m:maybe make

an E:ffort to- even call her! once a week!

(2) to = find out how she's doing = or: hh

(1) or: (2) you = know?, make a special

night = a week?, (2) for her!

[本翻訳は、日本学術振興会科学研究費補助金「介護保険法制の法社会学的研究—要介護度調査・認定過程の相互行為分析 (2007年度—2010年度 基盤研究 (C) 課題番号: 19530010)、研究代表者: 北村隆憲、及び「東海大学・法学部教育研究補助金」による研究成果の一部である。]

(きたむら・たかのり) 教授

(はしもと・さとし) 教授

(チャールズ・エドワード・ロバートソン) [Charles E. Robertson] 本学外国語教育センター講師

研究ノート

ドイツ求職者基礎保障制度の展開

渡邊絹子

1. はじめに—最低生活保障制度の再編—

2005年1月以降、ドイツの最低生活保障は、社会法典第12編 (SGB XII) に定める「社会扶助 (Sozialhilfe)」と社会法典第2編 (SGB II) に定める「求職者基礎保障 (Grundsicherung fuer Arbeitsuchende)」という2つの制度によって担われている。両制度は、保護の必要な生活困窮者の「稼得 (就労) 可能性 (Erwerbsfähigkeit)」に着目し、それぞれの制度適用対象者の範囲を画している。すなわち、稼得可能性のない生活困窮者は「社会扶助」により、稼得可能性を有する生活困窮者は「求職者基礎保障」による保護を受けることになっている。両制度によって提供される生活保障給付 (生計扶助のための給付) は、相互に排他的であるため (社会法典第2編5条2項、社会法典第12編21条)、それぞれの適用対象者にとっての最後のセーフティネットの役割を果たすことになった。このような稼得可能性による適用制度の区別は、深刻な失業問題に悩まされていたドイツが断行した労働市場改革 (いわゆる「ハartz改革*1) の一環として実施されたものである*2。

*1 第2次シュレーダー政権下において設置された「労働市場における現代的サービスのための委員会 (Kommission fuer moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt)」が、委員長であったハartz (Peter Hartz) 氏の名前からハartz委員会と称され、この委員会が提出した報告書に基づいて改革が実施されたことから、ハartz改革といわれている。

*2 ドイツの労働市場改革の全体に関する先行研究としては、名古屋場「ドイツ労働市場改革立法の動向—ハartz四法と労働市場改革法を中心に—」金沢法学48巻1号29頁以下、橋本陽子「第二次シュレーダー政権の労働法・社会保険法改革の動向—ハartz立法、改正解雇制限法、及び集約的労働法の最近の展開—」学習院大学法学会雑誌40巻2号173頁以下、労働政策研究・研修機構「ドイツにおける労働市場改革—その評価と展望—」(労働政策研究報告No. 69) 2006年、田畑洋一「ドイツ労働市場改革と最低生活保障給付の再編—失業扶助と社会扶助の統合—」鹿児島国際大学福祉社会学部論集24巻4号1頁以下等参照。